

令和8年度生活保護システムパソコンの
賃貸借及び保守契約 仕様書

福岡県 福祉こども政策部 保護・援護課

この仕様書は、本県（福祉こども政策部保護・援護課）が生活保護システム用端末として令和8年度に導入予定のパーソナルコンピュータ（以下「パソコン」という。）の新規調達に関する本県と受託者の契約履行について必要事項を定めるものである。

なお、パソコンの納品、保守業務など、本書記載の業務について受託者が他者（社）に委託する際には、事前に届け出て承認を得ておかなければならないが、以下、「受託者」とは、契約者のみならず、本書記載業務を受託した者も含まれる。

1 件 名

令和8年度生活保護システムパソコンの賃貸借及び保守一式

2 概要及び範囲

本調達は、福岡県下の保健福祉（環境）事務所（本庁・分庁舎含む12カ所）の執務室内で使用するパソコンの調達、設定及び納品等の導入作業、賃貸借、保守業務及び契約終了時の撤去までを調達範囲とする。

- ① パソコンの調達、設定（OSのインストール等）
- ② ウイルス対策ソフト Microsoft Defenderの有効化
- ③ 納品
- ④ 賃貸借及び保守の実施
- ⑤ 賃貸借終了後に機器の回収、データの消去を行う。

※本県の共用ネットワークへの接続設定、県庁指定のソフトウェア、生活保護システムのインストール、各事務所への搬入は本県で実施します。

3 契約（賃貸借）期間

賃貸借期間は、令和8年10月1日から令和10年3月31日まで（18カ月）とする。

なお、納品は令和8年9月15日までにを行うこと。

納品の日から令和8年9月30日までは当県の機器の準備期間とし、準備期間においては当県の支払義務は生じないものとする。

4 調達機器の内訳

ノート型パーソナルコンピュータ 20台

5 納入場所

福岡県庁 福祉こども政策部 保護・援護課（行政棟2階 南側）

※ 設置場所に関わらず、賃貸借物品はすべて納入場所に納入すること

※ 納入後、必要な準備を行い、当県が別表1に定める設置場所まで搬送する。

6 機器要件

- ・ 別表2に定める詳細仕様を満たす、未使用の機器あるいは工場での再生（リファーマッシュ）を行った機器を導入すること。
- ・ 本県内からの派遣修理対応が可能なメーカーの製品であること。

- 賃貸借開始後 1 年間の保守は、メーカーの無償保証で対応すること。（派遣修理対応のこと）
- 機器及びソフトウェア等が全て問題なく動作すること。
- 既設の福岡県ネットワーク（有線 LAN）に、接続できるインタフェースを有すること。
- 全てのメーカーソフトウェアが残らないよう OS のクリーンインストールを行うこと。

7 納品

- 機器（取扱説明書等添付品含む）の納品は、平日の 9 時より 17 時までの間に行い、本県の指示する日時に納品すること。
- 受託者はパソコンを納品時の状態に戻すためのリカバリ方法を記載した手順書を作成し、手順書は電子データ（MS-WORD もしくは MS-EXCEL）でリカバリ用メディアとともに提出すること。
- 機器の操作・設定を習得するためにその方法について問い合わせることがあるので、問い合わせ内容及びその操作・設定方法の内容に応じて、口頭もしくは書面で対応すること。
- 機器又はインストールソフトウェアに起因する機器の障害が発生した場合は、速やかに原因を究明し、機器の取替え等の対応を行うこと。

8 機器の回収

- 受託者は、3 の契約期間の終了その他本契約が解除され、本県が賃貸借物件の撤去を受託者に申し出た場合は、本県と協議の上、受託者は速やかに回収を行うこと。
- 受託者は、パソコン回収後、ハードディスク内のデータを専用ソフト等（米国国防総省準拠方式）により完全消去し、その作業報告書（任意様式）を提出すること。

9 機器の管理等

- 本県は、あらかじめ設置場所の動作環境・条件を保持するとともに、善良な管理者の注意をもって機器を管理するものとする。
- 賃貸借機器に損傷が生じた時、受託者が本県に対して損害の賠償を請求することができるのは、本県側に故意または重大な過失がある場合に限ることとする。

10 セキュリティの保全

（1）秘密の保持

受託者は、本業務の履行にあたり知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。また、この契約が終了した後も同様とする。

（2）指示目的外の利用及び第三者への提供の禁止

受託者は、本業務の内容を他の用途に使用してはならない。また、あらかじめ本県が書面により承諾した内容を除いて、この契約により知り得た内容を第三者に提供してはならない。

なお、この契約が終了した後も同様とする。

（3）データの複写及び複製の禁止

受託者は、本業務の履行にあたり、本県に指示された以外のデータの複写及び複製をしてはならない。

（4）事故発生時における報告義務

受託者は、機器の納入前に事故が発生した時は、その事故発生理由に関わらず、直ちにその状況、処理対策等を本県に報告し、応急措置を加えた後、書面による本県に詳細な報告並びにその後の方針案を提出すること。

(5) データファイルの帰属権

- ・ 記憶媒体等に記録された本業務に関する情報は、本業務の履行のために本県が提供した本県の情報であり、受託者は、その内容を侵す一切の行為をしないことを本県に保証すること。
- ・ 本県及び受託者は、この契約に係る全ての情報の記録等、本業務の履行に必要なものは、本県の所有物であることを確認する。ただし、受託者が所有するソフトウェア及び著作権でこの契約の履行のために適用したものについては、この限りではない。
- ・ 受託者は、成果物、記録媒体等の全てについて、第三者の著作権、特許権その他の権利を侵してはならない。

(6) データの授受及び搬送

- ・ 本業務の履行による成果物、記録媒体等の授受及び搬送は、本県の担当者と受託者の統括責任者との間で行うこととする。
- ・ 受託者の統括責任者は、データの授受及び搬送を行う際、受託者の発行する身分証明書を携帯し、本県の職員からデータ保護及び防犯上の必要性に基づく要請がある時は、これを提示するものとする。
- ・ 成果物、記録媒体等の授受並びに搬送は、受託者の費用及び責任において行うこと。

(7) セキュリティ要件

以下、①～⑨までの情報セキュリティ要件を満たすこと。

- ① 開発工程において信頼できる品質保証体制が確立されていること。
- ② 利用マニュアル・ガイドンスが整備された製品であること。
- ③ ぜい弱性検査等のテストの実施が確認できること。
- ④ 製造工程における不正行為の有無について、定期的な監査が行われていること。
- ⑤ 製造者が不正な変更を加えないよう、サプライチェーン全体が適切に管理されていること。
- ⑥ 不正な変更が発見された場合に、発注者と受注者が連携して原因を調査・排除出来る体制を整備していること。
- ⑦ ISO/IEC15408 に基づく認証を取得する等、第三者による情報セキュリティ機能の客観的な評価を得た製品であることを推奨する。
- ⑧ 製品の製造事業者およびその関連企業が、事業活動を行う国・地域の法令等により、第三者から要請があった場合に、利用者の情報や当該製品に関する情報を当該第三者に提供する義務を負わないこと。また、法令等に基づく義務の有無にかかわらず、不当に情報を収集しないこと。
- ⑨ 日本国内で検品後、納品とすること。

11 保守業務について

受託者は、パソコンの故障等による本県からの依頼に応じて次の保守作業を行うこと。なお、パソコンの納品から契約開始前の期間についても同様に保守作業を行うこと。

(1) 保守対象

「4」に記載する機器を保守対象とする。なお、OS 及び Office については、保守対象外とする。

(2) 保守対象機器故障時の連絡窓口の設置

連絡方法等を明示した連絡窓口を本県に提出すること。また、変更がある際には随時文書で報告すること。連絡先については、「4」の物件に連絡先（電話番号）を明示したラベルを貼り付けること。

(3) 保守対応時間

9時から17時まで。ただし、土曜日、日曜日、祝日及び12月29日から1月3日までを除く。

(4) 障害対応

保守対象機器に故障及び障害が発生し、本県の依頼を受けた場合は、次の要領に従い直ちに原状回復のために必要な措置を行うこと。

- 本県からの保守対応依頼により、当日中に保守対象機器の故障等の状況を把握すること。その後翌日までに保守担当技術者を設置場所に派遣し、修理、調整、整備及び部品交換等必要な対応を適切かつ速やかに行うこと。また、修理等が速やかに完了できずに業務に支障をきたすと判断される場合は、本県に了承をとり善後策を講じること。
- 作業完了後のパソコンは、設置場所に納品すること。ただし、ハードディスク故障等でOSリカバリが必要な場合は、リカバリ作業の完了後、県庁保護・援護課に納品すること。
- 保守作業完了後は、本県に対して作業実績報告書を提出すること。（様式任意）

(5) その他

- 本県の過失によって生じた障害など、本県がその責を負う場合は保守の対象としない。
- 障害修復に際し、有償部品を交換する必要がある場合は、事前に本県に報告するものとする。
- パソコンの内蔵記憶媒体に関する保守を行う必要がある場合、速やかに本県に報告を行い、本県の指示のもと保守を行うものとする。

12 その他留意事項

- 受託者は、すべての賃貸借物件に付属する保証書を提出するものとする。
- この仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、双方で協議し定める。

別表1：設置場所（予定）

設置場所	所在地	台数
保護・援護課（県庁舎内）	福岡市博多区東公園7-7	7台
筑紫保健福祉環境事務所	大野城市白木原3-5-25	1台
粕屋保健福祉事務所	糟屋郡粕屋町戸原東1-7-26	1台
糸島保健福祉事務所	糸島市浦志2-3-1	1台
宗像・遠賀保健福祉環境事務所 （遠賀分庁舎）	遠賀郡水巻町吉田西2-17-7	2台
嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所	飯塚市新立岩8-1	1台

嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所 (直方分庁舎)	直方市日吉町9-10	1台
田川保健福祉事務所	田川市伊田3292-2	2台
北筑後保健福祉環境事務所	朝倉市甘木2014-1	1台
南筑後保健福祉環境事務所	柳川市三橋町今古賀8-1	1台
南筑後保健福祉環境事務所 (八女分庁舎)	八女市本村25	1台
京築保健福祉環境事務所	行橋市中央1-2-1	1台
計		20台

別表2：詳細仕様

項 目	仕 様 等
筐体	ノートブック型であること。
規格	PC/AT 互換機であること。
CPU	Intel Core i3 7000 番台と同等以上の性能であること。 ※同等以上の性能を担保できれば、AMD 製のCPU でもよい。
メモリ	DDR3L または DDR4 の規格で、8GB 以上搭載していること。 拡張スロットを保有し、16GB 以上に拡張が可能であること。
補助記憶装置	256GB 以上内蔵されていること。
ディスプレイ	画面サイズが 14 インチ以上 16 インチ以下であること。 解像度が FHD 以上であること。
光学ドライブ	搭載の有無を問わない。
有線 LAN インターフェース	1000BASE-T/100BASE-TX/10Base-T に対応する RJ-45 コネクタを装備していること。
無線 LAN インターフェース	搭載の有無を問わない。
入力装置	USB ポート 3 個以上を内蔵すること。
電源供給	内蔵バッテリーを装備すること。
マウス	光学式マウス（USB 接続型）を装備すること。
タッチパッド	搭載すること。
OS	日本語版 Microsoft Windows 11 Pro (64bit)